

平成30年度第3回埼玉地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記により開催いたしますのでお知らせします。

傍聴を希望される方は下記の申し込み要領によりお申し込みください。

記

1 開催日時 平成30年7月30日(月) 午前9時30分から

2 開催場所 埼玉労働局 15階会議室
(さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階)

3 議題 (1) 平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について
(2) その他

4 傍聴者 5名

5 申込要領

傍聴を希望される方は各人ごとに、①傍聴を希望される審議会の開催日、②住所、③氏名、④職業、⑤電話番号(連絡先)をご記入の上、はがき又はFAXにて下記までお申込ください。

お申込みの締切は平成30年7月24日(火)午後5時15分(必着)です。

はがきの場合 : 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階
埼玉労働局労働基準部賃金室 最低賃金審議会事務局
FAXの場合 : 048(600)6225

- ・ 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方にたいしては、後日はがき又は電話により連絡いたします。
- ・ 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
- ・ はがきで傍聴の通知があった場合は、必ずそのはがきをご持参ください。

6 その他

- ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- ・ 車椅子をお使いになる方は、その旨をお申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名もお書き添えください。

TEL 048(600)6205

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 傍聴中は、携帯電話の電源は必ず切ってください。
- 4 会場内では、写真撮影、ビデオカメラ及びテープレコーダー等を使用することはできません。
- 5 審議中の私語、発言又は拍手その他審議の進行を妨害する行為は禁止します。
- 6 傍聴中は、飲食、飲酒及び喫煙はできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内での着用を禁止します。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、あるいは今後の傍聴を断ることがあります。